

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
162	固定資産税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

幸田町長

公表日

令和7年6月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税賦課事務
②事務の概要	固定資産税賦課対象者の把握を行っている。 納税義務者における固定資産所有物の確認を行う。
③システムの名称	固定資産税システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幸田町総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441, 442 FAX 0564-63-5139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441, 442 FAX 0564-63-5139
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	---------------------	---

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

判断の根拠

[十分である]

[十分である]

<選択肢>
1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

<選択肢>
1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

特例個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・不要な文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された文書等が混入していないか、確認を行っている。 ・特定湖準備情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。 ・職員に対して、特定個人情報の取り扱いに関する研修を実施している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I－5－②所属長	課長 平松 寛昭	課長 大須賀 龍二	事後	人事異動による
平成28年12月16日	II－1対象人数 いつ時点の 計数か	平成28年11月24日 時点	平成29年9月4日 時点	事後	
平成28年12月16日	II－1取扱者数 いつ時点の 計数か	平成28年12月16日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成30年3月30日	II－1対象人数 いつ時点の 計数か	平成28年11月24日 時点	平成29年9月4日 時点	事後	
平成30年3月30日	II－1取扱者数 いつ時点の 計数か	平成28年12月16日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成31年3月29日	I－7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I－7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I－8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I－8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I－5－②所属長	課長 大須賀 龍二	課長 三浦 正義	事後	人事異動による
平成31年3月29日	II－1対象人数 いつ時点の 計数か	平成29年9月4日 時点	平成30年11月9日 時点	事後	
平成31年3月29日	II－2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年10月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IVリスク対策		IVリスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIVリスク対策の記載追加
令和2年3月2日	II－1対象人数 いつ時点の 計数か	平成30年11月9日 時点	令和1年12月6日 時点	事後	
令和2年3月2日	II－2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年10月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	I－7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策グループ	事後	
令和2年12月25日	I－8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策グループ	事後	
令和2年12月25日	II－1対象人数 いつ時点の 計数か	令和1年12月6日 時点	令和2年6月26日 時点	事後	
令和2年12月25日	II－2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和1年10月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	I－5－②所属長	課長 三浦 正義	課長	事後	
令和2年12月25日	IVリスク対策		IVリスク対策の記載追加	事後	
令和4年2月28日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27、28の項	番号法第19条第8号 別表第2の27、28の項	事後	番号法改正による
令和4年2月28日	II－1対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年6月26日 時点	令和4年1月18日 時点	事後	
令和4年2月28日	II－2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年2月28日	II－1対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年1月18日 時点	令和5年2月8日 時点	事後	
令和5年2月28日	II－2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年2月29日	I－7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	I－8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	II－1対象人数 いつ時点の 計数か	令和5年2月8日 時点	令和6年1月10日 時点	事後	
令和6年2月29日	II－2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年10月1日 時点	令和6年1月10日 時点	事後	
令和7年6月20日	I－3個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項	番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	
令和7年6月20日	I－4情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法	番号法第19条第8号 别表第2の27、28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表の48の項	事後	
令和7年6月20日	II－1対象人数 いつ時点の 計数か	令和6年1月10日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年6月20日	II－2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和6年1月10日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月20日	IV－6情報提供ネットワークシ ステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和7年6月20日	IV－8人手を介在させる作業		記載追加	事後	
令和7年6月20日	IV－11最も優先度が高いと考 えられる対策		記載追加		